

期間限定！

第2弾

新しい生活様式や、長時間の在宅に対して住環境を整えるための
住宅リフォーム工事費用の一部を補助します！

自宅を改修して…



在宅ワークスペースを
確保

トイレを改修して…



トイレの節水化

市内在住の方が
所有し、居住している住宅の
リフォーム工事を市内事業者の
方へ依頼して行う場合

最大 **50** 万円
補助金を交付します！
(事業費の 1/3 以内)

ペアガラスへの交換で…



開口部の断熱改修

キッチンの蛇口を
取替えて…



節水型水栓への交換

申請
受付
期間

令和3年4月5日 ~
令和3年5月14日 (必着)

- 申請多数の場合は、前回補助を受けていない方を優先し、抽選の上、交付決定を行います。
- 申請受付期間で予算上限に達しなかった場合は、それ以降は随時受付とし、予算上限になり次第受付を終了します。
- 令和3年5月末交付決定予定です。交付決定後、工事を実施し、令和3年8月27日までに完了実績報告書の提出が必要です。

◇補助対象者（次の全ての要件に当てはまる方）

- 市内に住宅を所有し、自らその住宅に居住する方（又は 2 親等以内の同居親族）
- 市の住民基本台帳に登録されている方
- 市税を滞納していない方
- 暴力団、暴力団員等でない方。暴力団と密接な関係を有しない方
- 暴力団、暴力団員等、暴力団と密接な関係を有している方が、役員等となっている法人その他の団体に属するものでない方

◇対象となる住宅

- 自らが居住する戸建て住宅又は併用住宅等（住宅以外の部分を除く）
※賃貸物件は対象外です。

◇補助対象工事

- 「新しい生活様式への対応」及び「在宅のための住環境の向上」に係るリフォーム工事（下記表参照）
- 市内に本社又は本店を有する事業者、又は市内の個人事業主へ依頼して実施する工事であること。
- 国、県、市その他団体等の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のない工事であること。
- 工事完了後、**令和 3 年 8 月 27 日までに完了実績報告書の提出が可能な工事**であること。
- 関係する法令等を遵守して行う工事であること。

◇補助金の額

- 1 戸につき補助対象工事に係る経費の**3 分の 1 以内**とする。ただし**補助上限額は 50 万円**とし、1,000 円未満切り捨てとする。
※前回補助を受けている方は、前回の補助額と合算して 50 万円が補助上限額

◇補助対象工事の例 一覧

区分	対象可否	補助の対象／対象外となるリフォーム工事の例
新	<input type="checkbox"/>	玄関・窓への網戸の設置
	<input type="checkbox"/>	固定式宅配ボックスの設置（設置工事を伴うものに限る）
	<input type="checkbox"/>	換気機能付き玄関ドア等への交換
	<input type="checkbox"/>	在宅ワークスペース確保のための間取りの変更、内装改修等
	<input type="checkbox"/>	在宅ワークスペースのための防音対策
	<input type="checkbox"/>	在宅ワークスペースのための造り付け家具の設置・改修 （大工工事等で製作されるもの。既製品、組立式は不可）
	<input type="checkbox"/>	玄関先への上着等の収納スペースの設置
	<input type="checkbox"/>	換気扇・熱交換換気システムの新設（取替の場合は機能向上が条件）
	<input type="checkbox"/>	自動水栓の設置
	<input type="checkbox"/>	玄関先への手洗い器の設置
	<input type="checkbox"/>	玄関インターフォンの新規設置・増設（設置工事を伴うもの）
	<input type="checkbox"/>	在宅ワークのためのインターネット等の配線工事 （宅内配線に限る。引き込みに係る工事費用は除く。）

◇補助申請に必要な書類

- 交付申請書（様式第 1 号）
- 事業計画書（様式第 2 号）
- 本人及び住所の確認ができる書類の写し
例：運転免許証（両面）、個人番号カード（表面のみ）等
- 付近見取図
- 補助対象工事に要する経費の見積書の写し
- 工事内容が確認できる図面、資料等
- 工事着手前の写真（住宅の全景及び工事予定箇所）
- 対象住宅の所有者を証明する書類
例：登記事項証明書、固定資産税の課税明細書の写し等
- その他市長が必要と認めるもの

※工事着手前に補助金交付申請を行っていただき、市から交付決定通知書が発行されたのち、工事に着手してください。工事着手後の申請は、受付できません。

◇完了実績報告に必要な書類

- 完了実績報告書（様式第 7 号）
- 事業実績書（様式第 8 号）
- 補助対象工事に要した費用の請求書又は領収書の写し
- 工事の施工中及び完成時の写真
- その他市長が必要と認めるもの

※令和 3 年 8 月 27 日までに実績報告を提出してください。

◇書類の提出方法

- 直接提出：「問い合わせ先窓口」又は「土・日書類提出窓口」へ
- 郵送提出：「問合せ先窓口」へ

【問い合わせ先窓口】

袋井市役所 都市計画課 建築住宅係

住所：〒437-8666

袋井市新屋一丁目 1 番地の 1（袋井市役所 3 階）

TEL：44-3123

Mail：toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【土・日 書類提出窓口】

すまいの相談センター

住所：袋井市袋井 260-1（袋井宿場公園南側）

旧中村洋裁学院 1 階南側

※入り口は建物西側です。宿場公園からお入り下さい。

TEL：44-3321

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※土・日曜日は、こちらの窓口で申請書の受付が可能です。

【すまいの相談センターでは、空家に関することをはじめ、その他ブロック塀や耐震補強など住まいに関する相談も受け付けております。】



申請書ダウンロード
はこちら
(HP QRコード)



※後日、申請内容について確認させていただく場合があります。